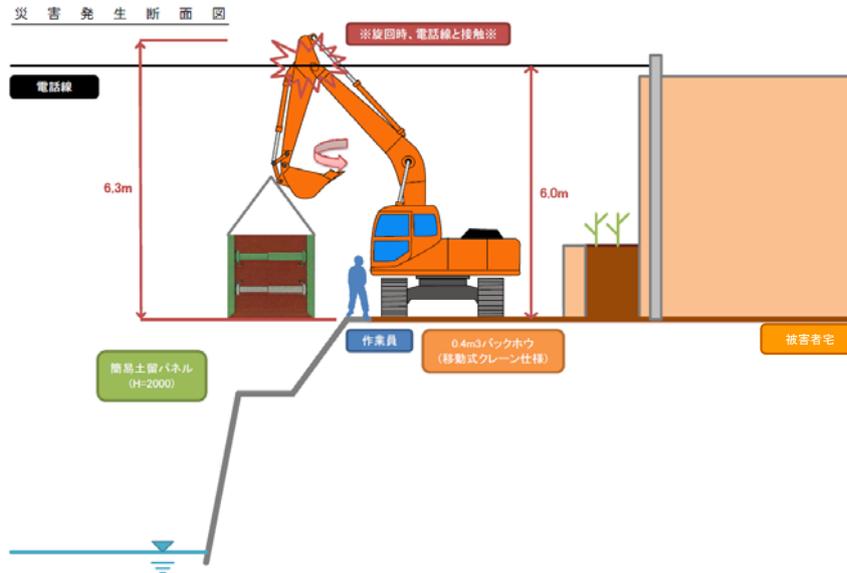
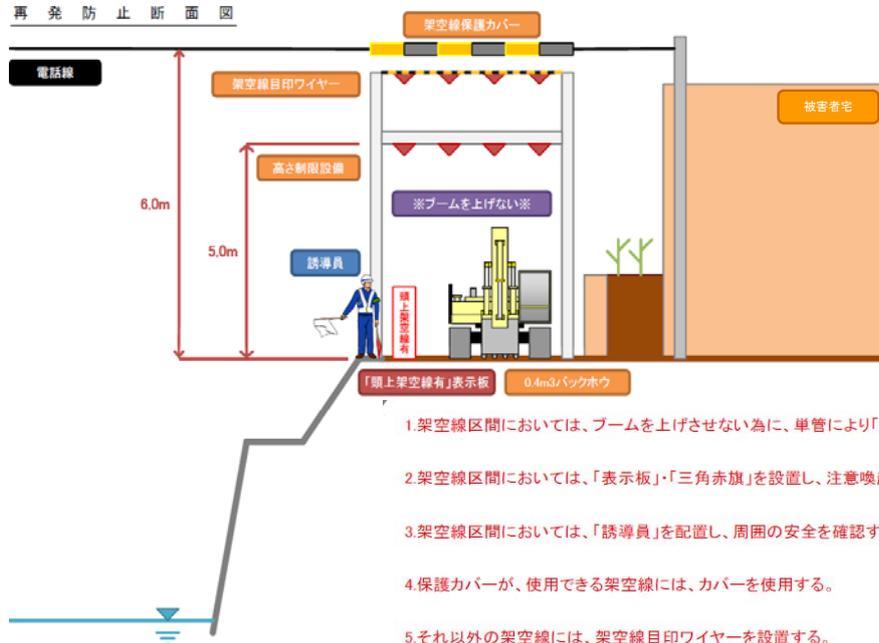


事故種類	一般事故	発生日時	平成22年7月8日 11時25分		
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	NTT家屋引込み支線の切断(1戸:150分不通)				
事故概要	当日の作業内容は送水管設置時の床掘り箇所での埋戻し作業であった。 埋戻しに先立ち設置してあった簡易土留めパネル(H=2.0m)をバックホウ(0.4m ³ ・クレーン機能付)にて吊り上げ、旋回した際に6m上空に通っている架空線(NTT線:家屋引込支線)にアームが接触し切断した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線の存在は周知していたが、複数線のうち太い線に目をとられ、下方の細い線(NTT線)に対し目測を誤った。 ・重機監視員の配置がなかった。 ・架空線のある箇所で旋回してしまった。 ・保護カバー、標識等の接触防止の対策がなかった。 ・元請業者の安全意識が低下していた。 ・安全巡視日誌の項目に不足があった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線等危険箇所での作業においては監視員を配置する。 ・安全に対する意識の向上を高め、マンネリ化を防止する。 ・架空線箇所に注意標識、架空線に防護カバー等を設置する。 ・日々の危険予知活動で安全に対する意識を高める。 ・安全訓練教育では安全意識の向上に関する再教育を行う。 ・安全巡視日誌に架空線の確認項目を追加する。 ・特記仕様書、施工計画書をもとに現場に則した作業手順書の作成とKY活動、安全巡視を行う。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「架空線等上空施設切断防止特記仕様書」に記載されている切断防止対策の徹底。 ・架空線下付近での近接施工の際は、監視員を配置し、監視員の合図に従い作業を行う。 				

事故状況図



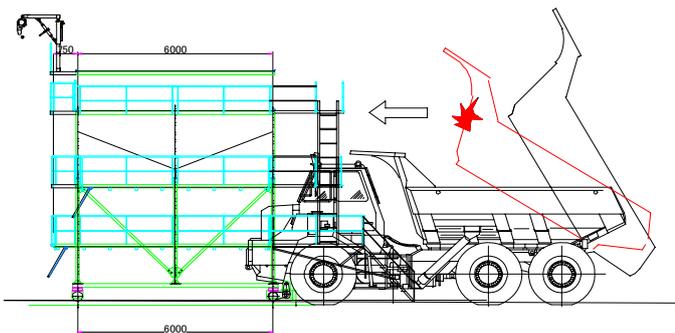
改善策



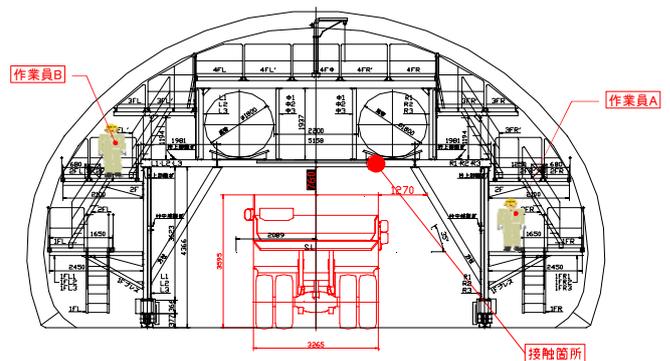
事故種類	労働災害	発生日時	平成22年7月14日 15時40分		
事故区分	労働災害	年齢性別	A:36歳 男性 B:42歳 男性	職種	覆工防水工
被災程度(全治)	A:左側胸部打撲(休業2日) B:頭部打撲(休業2日)				
事故概要	本坑ざり搬出用ダンプトラック(30t)が、坑口のズリ仮置き場でダンプアップした後、ベッセルを下げたのを確認しないまま坑内へ進入したため、坑口から10m地点の防水シート台車に衝突した。防水シート台車上で、作業していた2名が、その足場上で転倒し被災したものである。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラック運転者が、落とした物を拾いながら運転をしたためにベッセル上昇警報サイレン・回転灯が作動していたにもかかわらず運行した。またベッセルが下がっていることを目視確認していない。 ・施工計画・作業手順では、坑口・シート台車通過時一旦停車となっているが、停車せず運行した。 ・このような事故を想定して、高さ制限設備を設置していたが、防水シート台車組立に障害となり一時的に取り外していた。 ・坑外より進入した場合、坑内が暗く(目が慣れていない)シート台車の存在が判り難い。 ・元請業者・下請業者の安全意識が低下していた。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・本坑ざり出し作業中でシート台車使用時、本坑坑口部に監視員を配置。(工事再開後1ヶ月程度、ただし指差呼称・警笛合図が定着しない場合は延長する。) ・作業手順を見直し、再教育を実施。 ・警報サイレン音を音声に変更する。 ・坑口に高さ制限設備を新たに設置。 ・シート台車が良く確認できる様にライトアップ。 ・坑口にミラーを設置しベッセル格納を確認し易くする。 ・設備の増設等の作業環境が変わる毎に店社安全パトロールを強化・実施する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画及び作業手順書について周知徹底を図り、KY等において再教育を実施する。 ・高さ制限装置は、坑口の手前に設置する。 				

事故状況図

側面図



正面図



改善策



・本坑ざり出し作業中でシート台車使用時、本坑坑口部に監視員を配置。
・坑口にミラーを設置しベッセル格納を確認し易くする。



・坑口に高さ制限設備を新たに設置。



・シート台車が良く確認できる様にライトアップ。



・同左近影。

事故種類	労働災害	発生日時	平成22年7月21日 12時35分		
事故区分	労働災害	年齢性別	59歳 女性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	右 穿孔性眼外傷、眼内異物、外傷性白内障、外傷性網膜剥離(2週間程度の入院)				
事故概要	道路脇の除草作業を車両進行方向に行っていたが、作業区間途中に農地搬路のスロープがあり、天端付近の作業が車両進行方向では困難であったため、反転して逆方向への作業を行った。 被災者は、草刈機後方を10m以上の間隔を確保しながら集草作業を行っていたが、仕事に熱中するあまり草刈機が反転したことに気付かず、対面作業のまま草刈機に接近(4m程度)し、位置確認をするため腰をのびた際に、草刈機で飛散したと推測される飛散物が飛散し右目眼球を損傷した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・除草作業は車両進行方向に作業することになっているが、農地搬路のスロープがあり、天端付近の作業が車両進行方向では困難だったため、反転して逆方向への作業を行った。(除草作業員と集草作業員が対面作業となった。) ・除草作業員と集草作業員との作業間隔が4m程度と近接していた。(作業間隔が10m以上取れていなかった。) ・飛散防止作業員が作業箇所だけしか見ておらず、周囲の確認、声掛けなどの相互注意がなかった。 ・集草作業員も保護メガネを着用していたが、ヘルメット上部に収納され正規状態での使用がされていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈作業と集草作業の対面作業は行わないように再度周知徹底させる。やむを得ず逆方向への作業を行う場合は、一旦作業を中止して職長へ連絡する。職長は作業方向変更を作業員全員に連絡し、作業を再開する。 ・職長は作業間隔を確保するため10m間隔にカラーコーンを設置する。集草作業員はカラーコーンを目安に作業間隔を確保して集草作業を行う。10m以上確保できない場合は、除草作業と集草作業の複合作業は行わない。 ・飛散防止作業員は、前後の間隔を常に把握するように安全訓練で再認識させて周囲への気配り、目配りにて他の作業員などの危険を察知した時は、笛によりいち早く危険を知らせる。 ・作業前に除草作業員全員が確実に保護メガネを正規に着用していることを確認する。汗拭きなどでやむを得ず保護メガネを外す場合は、作業間隔が10m以上離れていることを確認後に行う。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・肩掛け式草刈機の作業範囲内(概ね10m程度)では、集草作業は行わない。 ・肩掛け式草刈機の作業範囲内に作業員等が居ないことを飛散防護者(コンパネ等にて防護)が確認し、作業する。 				

事故状況図

